

備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画策定に関する調査研究

全体期間

1999.10～2002.3

本文53P～60P

(目 的)

岡山県、広島県および香川県の県際海域である備讃瀬戸海域は、その水質環境保全を図ることを目的に、平成9年4月に窒素、りんに係わる環境基準の類型指定（類型Ⅱ）がなされた。

現在、備讃瀬戸海域における水質環境基準は、岡山県、広島県側の一部で基準値が守られていない。一方、香川県の基準値は概ね達成しているが、香川県からの排出負荷量が海域へ与える影響も少なくない（平成10年度調査）。将来の良好な水環境を維持するためには、3県ともに水質改善を行う必要がある。

本調査は、備讃瀬戸海域の現況から将来にわたる海域汚濁解析結果に基づき、各県にて策定する下水道整備総合計画に必要な各県別のCOD、窒素、およびりんの許容汚濁負荷量を算定するものであり、昭和56年に策定された「備讃瀬戸海域における下水道整備総合計画に関する基本方針」の改訂を行うものである。

なお、各県においては、本調査で策定された基本方針を踏まえ、これに整合した各県別流域別下水道整備総合計画を策定するものである。

(調査内容)

平成13年度は、平成12年度までに実施した将来汚濁解析等の結果を踏まえ、実施可能施策の検討を通じて全体許容汚濁負荷量の合理的な許容汚濁負荷量の県間配分案を作成し、「備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画調査委員会」での審議、合意を経て基本方針を策定した。

(結 果)

(1) 許容汚濁負荷量の検討

前年度に実施した将来汚濁解析結果を踏まえ、備讃瀬戸海域の水質環境基準を維持・達成するために必要な許容汚濁負荷量を算出した。許容汚濁負荷量の算出は、実施可能な施策を盛り込む考え方に基づいて、委員会（各県との協議調整の場）の審議により設定した。

(2) 許容汚濁負荷量の県間配分

許容汚濁負荷量の県間配分は、流総指針の中で「現況汚濁負荷量比」による配分を原則としているが、本海域の流域特性を考慮すると、発生源間の配分で合理性を欠くおそれが生じた。

本調査における許容汚濁負荷量の県間配分は、原則として著しく不合理のない「各県均等施策」に基づく配分方法により設定し、処理区毎処理水質についての合理性を照査した。

(3) 基本方針の策定

備讃瀬戸海域における流総計画の目標は、備讃瀬戸海域の水質環境基準の維持・達成であるが、関連する3県の下水道整備状況を勘案すると、最終的な目標を達成するためには非常に長い期間を要する。そのため、本調査では、長期目標を担保する中期目標（許容負荷量ベース）を基本方針に盛り込み、各県において策定する個別の流総計画の中で具体的な検討を行うものとした。

国土交通省中国地方整備局、四国地方整備局、岡山県、広島県、香川県からの受託研究
研究担当者：高相 恒人、片桐 晃、篠岡 賢進、星 隆伸、伊藤 貴浩

キーワード

備讃瀬戸、流総計画、高度処理